

山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、分娩を取り止めた地域で健診を行う医療機関と分娩を取り扱う医療機関との連携により、妊婦の安全・安心をサポートするネットワークを構築することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業は、分娩を取り止めた地域の医療機関において、産科医師が妊婦健診を行い、かつ、産科相談員を設置する事業(以下「補助事業」という。)とする。なお、産科相談員は助産師の資格を有し、別表の業務を行うものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の補助対象経費は、前条に規定する事業の実施に必要な人件費(賃金を含む。ただし、産科相談員に限る。)とし、補助率は2分の1とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は次により算出した額とする。

ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準額500万円と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第6条 補助事業を実施する医療機関の長(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費配分の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障を来さない内容の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わないものはこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から一箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合については、概算払いをすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月17日から施行し、平成20年10月27日から適用する。

別表 産科相談員の業務

妊婦健診前の予診

妊婦健診後の保健指導

母子手帳への記載

健康診査票（市町村の妊婦健診公費負担券）の記載

平日昼間（午前 9 時から午後 4 時まで）の電話相談

妊婦健診台帳の作成・管理

妊婦健診の日程管理

産科医師不在時の対応

様式第 1 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者の名称
代表者職・氏名 印

平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金の交付を受けたいので、山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき申請します。

- | | | |
|--------------|-----------|---|
| 1 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 所要額総括表 | 別紙 1 のとおり | |
| 3 事業計画書 | 別紙 2 のとおり | |
| 4 収支予算書 | | |
| 5 その他参考となる書類 | | |

所要額総括表

(単位：円)

総事業費 (A)	診療収入額 及び寄附金 その他の収 入見込額 (B)	差引 事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (D)又は (E)のい ずれか少 ない方 (F)	県補助所要額 (選定額) (C)、(F)のい ずれか少ない額× 補助率1/2

別紙 2 - 1

平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金事業計画書

1. 産科相談員（予定）

（1）氏名及び助産師の資格取得年月日

（2）勤務時間

2. 年間予定件数

項目	予定件数	積算根拠
妊婦健診前の予診	件	
妊婦健診後の保健指導	件	
母子手帳への記載	件	
健康診査票の記載	件	
平日昼間の電話相談	件	
妊婦健診台帳の作成・管理	件	
妊婦健診の日程管理	件	
産科医師不在時の対応	件	

収入見込額及び支出見込額明細表

(単位：円)

(1) 収入見込額

区分	収入見込額	摘要(収入見込額の算出基礎)
診療収入		
寄附金その他の収入		
計		

(2) 支出見込額

区分	支出見込額	摘要(支出見込額の算出基礎)
計		

(注) は別紙 1 の(B)、 は別紙 1 の(D)と一致する。

山梨県知事 殿

補助事業者の名称
代表者職・氏名 印

平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号をもって交付決定のあった平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金について次のとおり変更したいので、山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

様式第3号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者の名称
代表者職・氏名 印

平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号をもって交付決定のあった平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金に係る事業を次の理由により中止（廃止）したいので、山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 4 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者の名称
代表者職・氏名 印

平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け医第 号をもって交付決定のあった平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金に係る事業を完了（廃止）したので、山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき報告します。

- 1 所要額精算書 別紙 1 のとおり
- 2 事業実績報告書 別紙 2 のとおり
- 3 収支決算(見込)書
- 4 その他参考となる書類

別紙 2 - 1

平成 年度山梨県産科相談員設置事業費補助金事業実績報告書

1. 産科相談員

(1) 氏名及び助産師の資格取得年月日

(2) 勤務時間

2. 年間件(人)数

項目	件数	内訳
妊婦健診前の予診	件	
妊婦健診後の保健指導	件	
母子手帳への記載	件	
健康診査票の記載	件	
平日昼間の電話相談	件	
妊婦健診台帳の作成・ 管理	件	
妊婦健診の日程管理	件	
産科医師不在時の対応	件	

収入額及び支出額明細表

(単位：円)

(1) 収入額

区分	収入額	摘要(収入額の算出基礎)
診療収入		
寄附金その他の収入		
計		

(2) 支出額

区分	支出額	摘要(支出額の算出基礎)
計		

(注) は別紙 1 の(B)、 は別紙 1 の(D)と一致する。

山梨県知事 殿

補助事業者の名称
代表者職・氏名 印

平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け医第 号をもって交付決定のあった平成 年度山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金について、次のとおり概算払いを受けたいので、山梨県妊婦の安全・安心ネットワーク事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により請求します。

1 概算払請求額 (単位：円)

交付決定額	既概算払額	差 引 額 - =	今回概算払 請 求 額	備 考

2 概算払の理由

3 支払先

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義	